

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員会 議 録 第十九号

令和二年六月十日(水曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 田中 良生君

理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君

理事 うへの賢二郎君 理事 津島 淳君

理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君

理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

石崎 徹君 今枝宗一郎君

勝俣 孝明君 門山 宏哲君

小泉 龍司君 高村 正大君

國場幸之助君 鈴木 隼人君

武井 俊輔君 辻 清人君

中曽根康隆君 藤井比早之君

古川 慎久君 堀井 学君

宮澤 博行君 務台 俊介君

宗清 皇一君 山田 賢司君

海江田万里君 岸本 周平君

櫻井 周君 階 猛君

関 健一郎君 野田 佳彦君

日吉 雄太君 石井 啓一君

清水 忠史君 青山 雅幸君

美延 映夫君

財務大臣
国務大臣
(金融担当)
財務大臣政務官
財務金融委員会専門員

麻生 太郎君
井上 貴博君
齋藤 育子君

委員の異動

六月十日

辞任

田野瀬太道君

本田 太郎君

補欠選任

藤井比早之君

中曽根康隆君

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

令和二年六月十日

牧島かれん君 務台 俊介君
山田 美樹君 堀井 学君
森田 俊和君 関 健一郎君

同日

辞任

中曽根康隆君

藤井比早之君

堀井 学君

務台 俊介君

関 健一郎君

補欠選任

本田 太郎君

田野瀬太道君

山田 美樹君

牧島かれん君

森田 俊和君

六月十日

消費税率5%への引下げに関する請願(志位和夫君紹介)(第一四六二号)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一四六三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、昨九日に終局いたしております。

これより討論に入るのでありますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田中委員長 本日の会議に付した案件

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、昨九日に終局いたしております。

これより討論に入るのでありますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田中委員長 本日の会議に付した案件

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、昨九日に終局いたしております。

これより討論に入るのでありますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、津島淳君外三名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。日吉雄太君。

○日吉委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 時限的措置である金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく国の資本参加制度の目的がこれまで一貫して地域経済活性化であり、その時々の金融経済情勢に応じて申請期限が延長されてきたことを重く受け止めた上で、今回の長期間にわたる申請期限延長も含め、制度の適切な在り方について検討すること。

二 金融機関等に対する新型コロナウイルス感染症等に関する特例措置については、今後の感染症の収束状況やその社会経済に対する影響を踏まえた運用を行うとともに、申請期限の到来前であっても必要に応じて当該特例措置の見直しについて検討すること。また、同

特例措置による国の資本参加を受けた金融機関等に対しては、地域経済活性化に資する金融仲介により、企業規模の大小に関わらず産業連関を念頭に国全体に経済効果がもたらされるように促すこと。

三 国の資本参加に伴う金融機関等の金融仲介機能の発揮においては、個々の事業者の経営の独立性が最大限尊重されとともに、金融機関等への国の資本参加の目的が地域経済の活性化であることに鑑み、配当を受ける出資者だけではなく、金融機関等を利用する者を含む地域に対する便益向上の観点にも配慮されるよう注視すること。

四 政府が進める中小企業等への資本性資金の供給の効果を高めるべく、民間金融機関の官民連携ファンドへの出資や協調融資を促し、その際のリスクを軽減するという見地から、国の資本参加は適時適切に行うこと。以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。金融担当大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、趣旨を踏まえて配慮してまいりたいと存じます。

○田中委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会